

内航海運暫定措置事業の概要 Outline of Transitional Business

日本内航海運組合総連合会は、平成 10 年度から『内航海運暫定措置事業』を導入し、実施している。



- (1) 内航総連合会は、組合員が自己の所有する交付金対象船舶の解撤等を行う場合に解撤等交付金を交付する。 平成 14 年度以降、暫定措置事業の適正な運用を確保するため、前年度における収支状況および当該年度の収支 見通しを踏まえた上・下半期毎に資金管理計画を作成し、同計画に基づいて交付金の認定・交付を行っている。
- (2) 交付金の交付のために必要な資金は、建造納付金、鉄道建設・運輸施設整備支援機構等からの借入金をもって 充てられている。
- (3) 内航総連合会は、船舶建造者等が納付する納付金によって、金融機関等からの借入金を返済している。
- (4) 船舶を建造等しようとする組合員は、新造船等の対象や数に応じて内航総連合会に、建造等納付金を納付(納付金の一部に代えて、既存の自己所有船を解撤することも可)する。
- (5) この事業は、収支が相償ったときに終了する。

資料8-4-2 内航海運暫定措置事業による建造等認定の実績(認定ベース)Ships Constructed under Transitional Business

年度 Fisical Year	貸物船 Cargo Ship					油送船 Oil Tanker				
	建造船(A) Bulk (A)		解撤等船舶 免除船 (B) Scrapped (B)		(A) - (B)	建造船(A) Built (A)		解撤等船舶 免除船(B) Scrapped (B)		(A) - (B)
	基数 No. of Shps	D/W	隻数 No. of Shps	D/W	D/W	隻数 No. of Shps	m'	隻数 No. of Shps	m'	mi
H 10 年度 F.Y.1998	25	106,100	11	19,228	86,872	6	8,064	6	7,442	622
H 11 年度 F.Y.1999	35	76,998	19	30,671	46,327	10	22,431	7	12,353	10,078
H 12 年度 F.Y.2000	72	146,888	33	48,179	98,709	24	63,090	20	38,858	24,232
H 13 年度 F.Y.2001	49	127,909	21	36,723	91,186	38	113,219	31	59,930	53,289
H 14 年度 F.Y 2002	38	125,134	33	32,994	92,140	15	23,367	9	15,039	8,328
H 15 年度 F.Y.2003	58	120,434	54	66,863	53,571	38	89,572	34	58,224	31,348
H 16 年度 F.Y.2004	51	106,655	53	93,103	13,552	22	46,685	30	41,488	5,197
H 17年度 F.Y.2005	61	106,950	80	93,733	13,217	17	38,336	17	29,401	8,935
H 18 年度 F.Y.2006	88	172,020	135	131,549	40,471	38	102,175	52	84,190	17,985
合計 Total	477	1,089,088	439	553,043	536,045	208	506,939	206	346,925	160,014